

前向きな事業や環境保全にかかる資金調達をバックアップ!

令和3年度 兵庫県中小企業融資制度

保証料率20%割引

のご案内

令和3年度兵庫県中小企業融資制度のうち下表の各制度について、保証料率を通常より20%割引しています。この機会にぜひご活用ください!

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	貸借対照表なし
通常の保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.15%

↓ **20%割引**

割引後の保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	0.92%
----------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

※特例保証を利用する場合は、別に定める保証料率が適用され保証料率割引の対象とはなりません
 (「創業関連保証」や「経営革新関連保証」などの特例保証を利用する場合、0.50%~0.60%の保証料率が適用されます。
 詳しくは裏面のお問い合わせ・ご相談窓口までご連絡ください。)

【保証料割引対象制度】

(令和3年4月1日現在)

融資制度名	融資利率	融資制度名	融資利率	融資制度名	融資利率
第二創業貸付	1.10%	設備投資促進貸付	0.90%	旅館等雇用対策貸付	0.15%
事業応援貸付	1.10%	テレワーク・就労環境充実貸付	0.60%	ユニバーサル推進貸付	0.90%
経営革新貸付	0.90%	防災促進貸付	0.60%	新規開業貸付	0.60%
事業承継支援貸付	0.90%	商店街活性化貸付	0.90%	経営者保証免除貸付	0.60%
海外市場開拓支援貸付	0.90%	空き店舗等再生貸付	0.60%	再挑戦貸付	0.60%
新技術・新事業創造貸付	0.90%	観光・にぎわい応援貸付	0.90%	地球温暖化対策設備等設置資金	0.70%
		受動喫煙対策整備貸付	0.90%	最新規制適合車等購入資金	0.70%

融資制度の概要とお問い合わせ先は裏面をご覧ください。



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN



保証料率20%割引の対象となる主な「兵庫県中小企業融資制度」の概要

融資制度名	融資限度額	融資利率	融資(据置)期間	対象となる方
第二創業貸付	1億円	1.10%	10年(2年)	・現在の事業を継続しつつ、異なる新しい分野に進出する方 ※同一事業歴が1年以上必要(現在の事業をやめる場合は3年以上)
事業応援貸付				・融資後、概ね2年以内に売上の増加が見込まれるなど、事業展開への各種取り組みを行う方 ・創業または新分野進出後1年以上5年以内の方で、新事業の発展が見込まれる方
経営革新貸付				・経営革新計画の県の認定を受けた方 ・成長期待企業として(公財)ひょうご産業活性化センターの支援決定を受けた方 など
事業承継支援貸付	2億8,000万円	0.90%		・事業承継を予定している方または事業承継をした方
設備投資促進貸付	3億円			・既存設備の更新を含む設備投資を行う方
テレワーク・就労環境充実貸付				・雇用する労働者のための社員寮や事業所内保育施設、テレワーク機器の導入など、就労環境充実のための環境整備を行う方
防災促進貸付	運転資金:5,000万円 設備資金:15億円	0.60%	運転資金:10年(2年) 設備資金:15年(2年)	・BCPに基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備の導入、備蓄物資の購入等、防災関連の対策を行う方
新規開業貸付	3,500万円		10年(1年)	・新規に個人で、または新たに会社を設立して事業を開始する方 ・上記を満たす在留資格「経営・管理」の取得見込の外国人など ・営業開始後1年未満の方(既に他の事業を営んでいる方は対象になりません)
経営者保証免除貸付	500万円			・新規開業貸付の要件を満たす法人で、取扱金融機関から当該貸付金額に対する1割以上の金額のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる方
地球温暖化対策設備等設置資金	1億円	0.70%	10年(2年)	・県内に工場又は事業場を有し、地球温暖化対策及び公害防止のための設備の設置や工場の緑化を行う方
最新規制適合車等購入資金	2億8,000万円			・県内に工場又は事業場を有し、最新規制適合車等への代替や、次世代自動車の購入を行う方(代替の場合は、現有自動車の解体廃車が要件)

●保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。

●上表の各制度およびその他の割引対象制度の詳細につきましては、下記のお問い合わせ・ご相談窓口までご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談窓口

(令和3年4月1日現在)

お問い合わせ・ご相談窓口	電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
経営支援室 支援推進課	078(393)4024	兵庫県下全域(経営支援にかかる保証申込・条件変更に関すること)
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909 神戸市中央区
	保証相談二課	078(393)3913 神戸市東灘区、灘区、兵庫区、北区
	保証相談三課	078(393)3916 神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146 尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147 西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079(289)3611 姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079(289)3612 姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所	0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所	0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所	0795(22)6775	西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所	079(424)1105	明石市、加古川市、高砂市、加古郡